

議会傍聴は市政を知るための 大切な取り組みです



日本国憲法のもと、地方政治はそれぞれ選挙で選ばれた首長と議会の二元代表制となっています。首長のもとに議会があるのではなく、議会は首長と対等の立場であり、議会全体として権能を持ち、議決や監視の役割を果たします。ですから議会傍聴は市政を知るうえで大切な取り組みです。特に一般質問は各議員が質問を通して市政の課題を明らかにしたり、市政に対して提案をする場です。インターネット中継もされます。

川口市議会 3月定例会は 2月25日(火) 10時から開会する予定です。

- ◎開会 ▶ 2月25日(火)
- 常任委員会(総務)(福祉保健)令和6年度分 ▶ 2月26日(水)
- 常任委員会(環境経済文教)(建設消防)令和6年度分 ▶ 2月26日(水)
- 本会議 令和6年度分 ▶ 3月4日(火)
- 一般質問 ▶ 3月7日(金)～3月13日(木)
- 常任委員会(総務)(福祉保健) ▶ 3月17日(月)
- 常任委員会(環境経済文教)(建設消防) ▶ 3月18日(火)
- ◎閉会 ▶ 3月25日(火) ※それぞれ10時開会予定

**3月の
無料法律
相談**

◎日時 / 3月11日(火) 18時～

◎会場 / 日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

事前にご予約の上お越し下さい。

申し込みの際は必ず連絡先の電話番号もお知らせください。

相談希望の方は下記までご連絡ください。

当日はメモ帳や筆記用具など持参してください。

主催：日本共産党川口市議会議員団
川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

知^っ得^{情報}

令和7年4月1日から JR・SR(埼玉高速鉄道)等の旅客運賃の 精神障害者割引制度が 導入されます

【対象となる方】

- 第1種：精神障害者保健福祉手帳1級
- 第2種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級

【割引が適用されない手帳】

- 第1種または第2種の記載がない手帳
- 有効期限の切れた手帳
- 写真が添付されていない手帳

【手帳に第1種または第2種の記載を希望する方】

記載のない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、記載を希望する方は、障害福祉課の窓口到手帳を持参し、記載を希望する旨をお伝えすれば、その場で記載となります。

【注意事項】

- ◎精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道会社株式会社等旅客運賃減額の記載をした場合であっても、顔写真貼付がない場合は旅客運賃の割引が受けられない場合があります。なお、JRグループは顔写真貼付のない手帳は運賃減額を適用しないとしています。
- ◎割引の開始日、取扱区間、割引率、介護者等の取り扱いは、各鉄道会社によっても多少異なる場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。
- ◎令和7年1月以降に発行する手帳には、希望の有無にかかわらず「第1種」または「第2種」を順次記載されます。

【お問い合わせ】 障害福祉課 手帳係
電話 / 048-259-7678(直通)

新川口

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2025年2月9日 No.1777

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

1月28日に自治体問題研究所の地方議員政策セミナー 2日目の分科会講座がありました。

地域公共交通と新しい移動手段を考える 減便、運転手不足から交通DX、ライドシェアまで

地方議会議員政策セミナー2日目はテーマ別セミナーでした。

①公共交通の現状はバスの減便と廃止の現状について、2022年度まで平均1382kmが廃止され2023年度は約2500km廃止と増加していること、特に首都圏でも減便・廃止が多くなっている現状が示されました。鉄道もJR東日本は2022年に平均1日あたり走行本数239本減少し、コロナ禍のテレワークによる乗客減少の影響があったことが想定されるとのこと。

②乗客減少も回復しつつありますが、路線バスの運転手不足と燃料費の高騰が問題となり、特に運転手不足は昨年4月からの労働時間の規制も新たな要因となっています。2023年度の運転手は約111000人で、2030年には93000人に減る見込みで路線を維持するには36000人以上の運転手不足となります。また、タクシー運転手不足も深刻でコロナ禍前と比べて約2割減少し、タクシー会社の倒産も増えています。長時間・低賃金という待遇改善をすることは運賃引き上げに直結し、2023年度は燃料費の高騰も重なり値上げが急増しました。これは鉄道も同様で、もともとの公共交通の利用者減少から赤字経営になっていたものが運賃引き上げでさらに厳しくなっています。

③公共交通は地域住民の日常生活を確保することが基本となります。国は基本方針で「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」とありますが、地方と都市部での格差があり国の財政支援が極めて不十分なこともあり自治体負担が重くなっています。

現在、ライドシェアやMaaSが目され、モビリティをボタンをクリックするだけで容易にアクセスでき、移動が促進されることにつながることを期待されます。ただし需要も供給も少ない過疎地では事業としては困難です。地域の移動手段として地域ごとに自治体が主導してデマンド交通が導入されたり福祉的有償運送などもあり制度が複雑化しているなか、住民の利便性向上や容易に移動できる手段を確保するにはまだ課題があります。講座では群馬県が実施する交通のデジタル化の実例も示され、マイナンバーカードありきのサービスとなっていること、基盤整備ができていないことが課題となっているとのことでした。

自治体財政を身近なものに 楽しく学んで議員力をアップ

基礎的なしくみ

どこの地域に住んでいても標準的な行政サービスを受けることができるように地方税があります。しかし財源が地方税だけでは足りない場合は、国が自治体に対して必要な財源を保障しなければなりません。自治体間の不均衡を調整し、財源を保障する税度が地方交付税です。地方交付税は自治体が自由に使い方を決められます。(一般財源)一方で国庫支出金(補助金)は使い道が決まっています。自治体の仕事は多岐にわたるため、一般会計の以外に多くの特別会計を設けています。特別会計の設置は国民健康保険事業や介護保険事業、後期高齢者医療保険事業、地方公営企業法に基づく公営企業(水道、病院、交通、地方公営企業法適応の下水道)など法律で義務付けられているものと、自治体が任意で設置するものがあります。

予算はまちの1年間の仕事をどれだけのお金を使って実行するかという、収入、支出の見積もりです。予算は①歳入歳出予算、②継続費、③繰越明許費、④債務負担行為、⑤地方債、⑥一時借入金、⑦歳出予算の各項の予算の流出、の7つから成り立っています。一般的には①の歳入歳出予算が「予算」と呼ばれています。予算は予算編成⇒議決⇒執行⇒決算という形で循環しています。年度の途中で補正予算を編成することもあります当初予算と同様にしっかり審議することが大事です

まちの財政を知るには

まずは、まちの広報誌(川口市では「広報かわぐち」)があります。4月には予算、決算については10月～12月ごろに掲載されます。その他は予算書・予算審査資料、監査委員の決算審査意見書、統計書、総合計画書、議会の会議録、まちの財政状況(年2回公表)、地方財政状況調査表(決算統計)、決算カード、類似団体比較カード、財政状況資料集などが図書館や行政資料コーナー、財政担当課などにあります。まちのHPに掲載している資料もあります。総務省も全国の財政状況を積極的にHPに掲載しているので「総務省 地方財政状況調査関係資料」で検索してください。